

みゆき会奨学金制度

～ 一定の条件を満たすと、奨学金を返す必要がありません ～

貸与を受ける資格

以下の法令の指定を受けた各種学校に在学中あるいは入学を許可され、資格取得後当法人に勤務する意志のある方で、選考（書類審査・面接）に合格した方が貸与対象者となります。

- ①保健師助産師看護師法 ②診療放射線技師法 ③理学療法士及び作業療法士法 ④薬剤師法
⑤臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 ※他の医療機関の奨学金との併給はできません。

貸与内容

貸与額：月額50,000円を限度とし、本人の希望する金額になります。

貸与期間：本人の希望する期間となりますが、当該学校の修業年限が貸与期間の限度となります。

償還及び免除

<償還免除>

資格取得後にみゆき会に入職し、貸与期間の1.5倍以上の期間勤務した場合は、奨学金の償還は免除となります。

※但し、貸与期間が2年未満の方は、3年以上勤務した場合に奨学金の償還が免除となります。

<償還>

以下の場合、償還免除はならず、返済をお願いします。

- ①貸与を受ける者の都合により、入学している学校を途中で退学したとき
- ②貸与を受ける者が資格取得後当法人に復職あるいは入職しなかったとき
- ③貸与を受ける者が資格取得できなかったとき

また償還免除に至る期間終了前に、貸与を受ける者の意志により退職した場合は、次の算定式により求められた奨学金償還額の一時返還をお願いします。 ※貸与期間が2年未満の方は、算定式の「貸与期間(月数)×1.5」を36に置き換え求められた奨学金償還額を返還頂きます。

$$\text{償還金} = \text{貸与額} \times \left(1 - \frac{\text{勤務期間}}{\text{貸与期間} \times 1.5} \right)$$

<貸与の停止>

奨学金の貸与を受ける者が、法人の名誉を落とし信用を傷つけた場合、またはそれに準ずる不都合な事を行った場合は、貸与期間中であっても貸与を停止します。またこの場合、既に貸与した奨学金の返還を求めます。

年次報告

奨学金の貸与を受ける者は、毎年4月末までに、前年度の成績証明ならびに当年度の在学証明を提出していただきます。

申請手続き

別紙申請書により貸与開始希望月の2ヶ月前までに申し出て下さい。

書類提出先

社会医療法人 **みゆき会**

〒999-3161 山形県上市市弁天二丁目 2-11

TEL 023-672-8314 担当：人事総務部 渡部・前田

